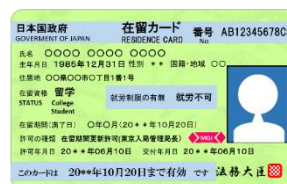


日本国籍を有しない方の 各種免許申請の留意事項について

令和7年10月1日から、
日本国籍を有しない方は各種免許申請時に

- ✓ 在留カード
 - ✓ 特別永住者証明書
 - ✓ 特定事項が記載された住民票の写し
- 特定事項…①外国人住民となった年月日②国籍、地域
③住民基本台帳法第30条の45区分④在留資格⑤在留期間
⑥在留期間満了日⑦在留カード等の番号



上記のいずれかの提示が必要となります。

※マイナ免許証をお持ちの方は提示不要です。



提示ができない場合は
各種免許申請することができません！
(免許の取得・更新等の手続)

詳しくは、京都府警察ホームページに掲載されている
『運転免許手続案内』をご確認ください。